

「緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等に関する設置運営要領」改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等 に関する設置運営要領</p> <p>令和7年6月4日 国 土 交 通 省 防災・減災対策本部決定 <u>一部改正 令和8年1月16日</u></p>	<p>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等 に関する設置運営要領</p> <p>令和7年6月4日 国 土 交 通 省 防災・減災対策本部決定</p>
第1～第5 (略)	第1～第5 (略)
<p>(T E C – F O R C Eの体制の強化)</p> <p>第6 本省内部部局の長、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、地方支分部局等の長及び気象庁長官（以下「本省内部部局の長等」という。）は、必要に応じ、「緊急災害対策派遣隊員（非常勤）の勤務条件等について」（国土交通省大臣官房長、大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、水管理・国土保全局長通達。以下「勤務条件通達」という。）等の定めるところにより、T E C – F O R C Eの隊員として勤務することを目的として採用する一般職の非常勤職員（以下「緊急災害対策派遣隊員（非常勤）」といふ。）を確保し、人員体制を強化するものとする。</p> <p>2 勤務条件通達等で定める任命権者であつて、災害時における緊急災害対策派遣隊員（非常勤）の採用を行う者は、必要な人員の確保を円滑に行うため、あらかじめ緊急災害対策派遣隊員（非常勤）としての十分な資質を有する者（「T E C – F O R C E 予備隊員」といふ。）の名簿を作成するものとする。</p> <p>3 本省内部部局の長等は、必要に応じ、T E C – F O R C E の事務を円滑かつ迅速に実施するための助言を得るため、高度な技術や専門的な知識を有する学識経験者をT E C – F O R C E アドバイザーとして委嘱するものとする。</p> <p>4 <u>前項の規定により委嘱されたT E C – F O R C E アドバイザーは、非常勤の緊急災害対策派遣隊技術参与とするものとする。</u></p> <p>5 本省内部部局の長等（地方支分部局等においては事務所長を含む。第8において同じ。）は、必要に応じ、災害応急対策責任者を応援し、又は地方公共団体等を支援する組織及び能力を有する法人又は団体をT E C – F O R C E パートナーとして災害協定等を締結するものとする。</p>	<p>(T E C – F O R C Eの体制の強化)</p> <p>第6 本省内部部局の長、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、地方支分部局等の長及び気象庁長官（以下「本省内部部局の長等」という。）は、必要に応じ、「緊急災害対策派遣隊員（非常勤）の勤務条件等について」（国土交通省大臣官房長、大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、水管理・国土保全局長通達。以下「勤務条件通達」という。）等の定めるところにより、T E C – F O R C Eの隊員として勤務することを目的として採用する一般職の非常勤職員（以下「緊急災害対策派遣隊員（非常勤）」といふ。）を確保し、人員体制を強化するものとする。</p> <p>2 勤務条件通達等で定める任命権者であつて、災害時における緊急災害対策派遣隊員（非常勤）の採用を行う者は、必要な人員の確保を円滑に行うため、あらかじめ緊急災害対策派遣隊員（非常勤）としての十分な資質を有する者（「T E C – F O R C E 予備隊員」といふ。）の名簿を作成するものとする。</p> <p>3 本省内部部局の長等は、必要に応じ、T E C – F O R C E の事務を円滑かつ迅速に実施するための助言を得るため、高度な技術や専門的な知識を有する学識経験者をT E C – F O R C E アドバイザーとして委嘱するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>4 本省内部部局の長等（地方支分部局等においては事務所長を含む。第8において同じ。）は、必要に応じ、災害応急対策責任者を応援し、又は地方公共団体等を支援する組織及び能力を有する法人又は団体をT E C – F O R C E パートナーとして災害協定等を締結するものとする。</p>
第7～第9 (略)	第7～第9 (略)
附則 (略)	附則 (略)